

日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理方針

平成 24 年 2 月 13 日

令和 4 年 3 月 24 日一部改正

1 はじめに

日本海西部・九州西海域のマアジ（マサバ・マイワシ）は、平成 21 年度から平成 23 年度において、資源の回復を図るため「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画」に取り組み、マアジ及びマサバの小型魚の漁獲圧が一定程度低減され、マイワシについても、混獲程度の漁獲に努める取組がなされた。

平成 24 年度からは資源管理指針・計画制度下で行うこととし、マアジ、マサバ及びマイワシは、日本海西部・九州西海域の広域に分布回遊することから、資源回復計画において講じた措置を踏襲し、大臣許可漁業である大中型まき網漁業と知事許可漁業である中小型まき網漁業が連携・協力して「広域資源管理」に取り組むこととなった。このため、「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理方針（以下、「広域資源管理方針」という。）」を作成した。

2 資源の現状と広域資源管理の必要性

（1）資源の特性と資源水準の現状等

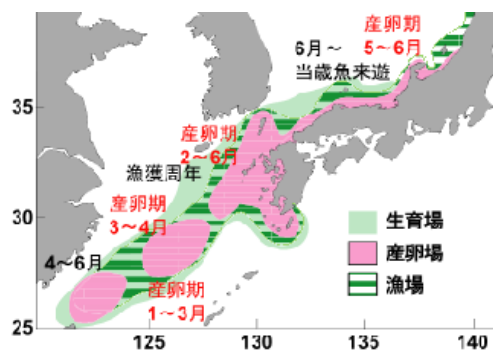
①資源の特性

対馬暖流系群のマアジ、マサバ及びマイワシ（以下、単にマアジ、マサバ又はマイワシという。）は、東シナ海南部から九州及び日本海の沿岸・沖合域の広域に分布する重要な多獲性浮魚資源である。

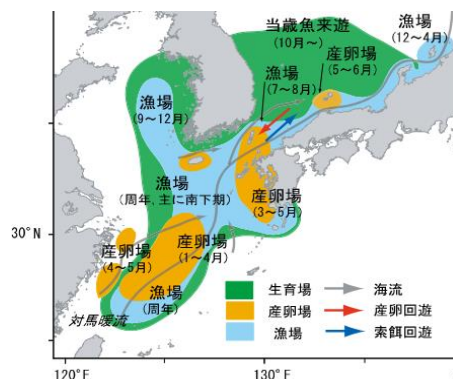
マアジの産卵場は、東シナ海南部及び九州・山陰沿岸から日本海北部沿岸で、産卵期は南部ほど早く（1～3 月）、東シナ海南部では 2～3 月に仔稚魚の濃密な分布がみられ、北部では遅い（5～6 月）傾向がある（図 1）。1 歳で 50%、2 歳でほぼ全個体が成熟する（図 3）。

マサバの産卵場は、東シナ海南部の中国沿岸から東シナ海中部、朝鮮半島沿岸、九州・山陰沿岸で、産卵期は南部ほど早く（1～4 月）、北部は遅い（5～6 月）傾向がある（図 2）。1～2 歳で成熟する（図 4）。

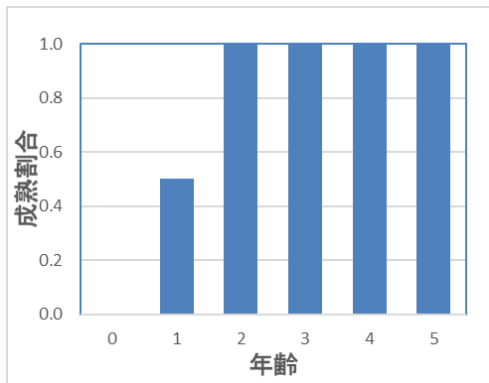
マイワシの産卵場は、資源水準が高い年代は薩南海域、低い年代は五島以北に形成され、産卵期は冬～春（1～6 月）である。成熟年齢は資源水準に連動し、資源水準が低い近年においては 1 歳で成熟する。



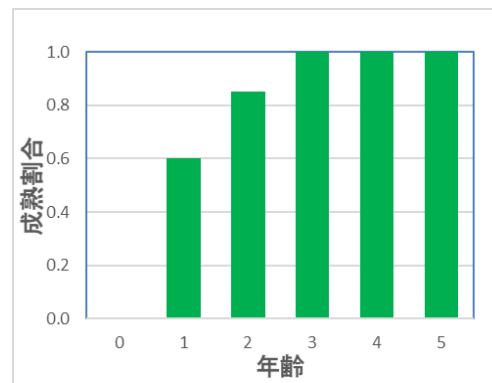
（図 1：マアジ生活史と漁場形成）



（図 2：マサバ生活史と漁場形成）



(図 3：マアジの年齢と成熟割合)



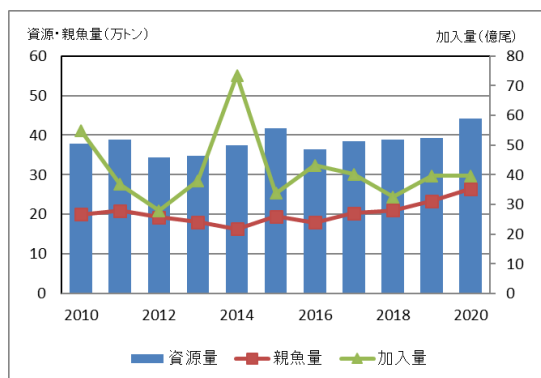
(図 4：マサバの年齢と成熟割合)

②資源水準の現状

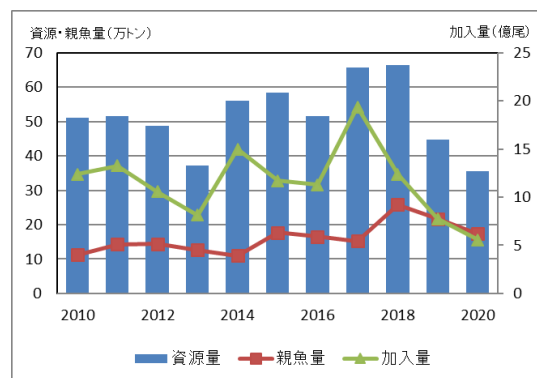
マアジ対馬暖流系群の資源評価では、2020 年の親魚量は最大持続生産量（MSY）を実現する水準を上回り、親魚量の動向は近年 5 年間（2016～2020 年）の推移から増加と判断された。資源量は、資源回復計画が開始された 2009 年に 38.4 万トン、2014 年以降は 36～41 万トンで推移し、2020 年は 44 万トンと推定された。加入量は、2014 年に大きく増加した後 2015 年以降は 32 億尾～43 億尾で推移し、2020 年は 39 億尾と推定された。親魚量は 2014 年には 16 万トンまで減少したが、2015 年以降は 20 万トン前後で推移し、2020 年は 26 万トンまで増加した（図 5）。

マサバ対馬暖流系群の資源評価では、2020 年の親魚量は最大持続生産量（MSY）を実現する水準を下回り、親魚量の動向は近年 5 年間（2016～2020 年）の推移から横ばいと判断された。資源量は、2000 年以降 50 万トン前後で推移している。2013 年に 37 万トンを記録して以降、2018 年に 67 万トンまで回復したが、2019 年以降減少し、2020 年は過去最低の 36 万トンと推定された。加入量は、2000 年代以降、10 億尾～15 億尾の水準にあり、2013 年に低加入（8 億尾）、2017 年に高加入（19 億尾）がみられ、2019 年に再び低加入（8 億尾）となり、2020 年は過去最低の 6 億尾と推定された。親魚量は、2017 年まで 11～19 万トンの範囲で増減を繰り返したが、2018 年は 2017 年級群の高加入により 26 万トンまで増加した。しかし、その後減少し、2020 年は 17 万トンであった（図 6）。

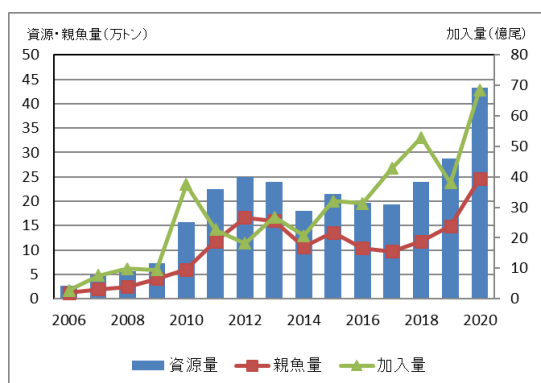
マイワシ対馬暖流系群の資源評価では、親魚量は最大持続生産量（MSY）を実現する水準を 1994 年から 2020 年まで下回り、親魚量の動向は近年 5 年間（2016～2020 年）の推移から増加と判断された。資源量は、2001～2003 年には過去最低水準で推移し、近年増加傾向となり、2011 年以降は 20 万トン前後で推移し、2020 年は 43 万トンと推定された。加入量は 2010 年に増加した後、2015 年以降 31 億尾～52 億尾で推移し、2020 年は 68 億尾と推定された。親魚量は、2005 年以降から増加傾向にあり、2011 年以降 10 万トン以上で推移し、2020 年は 24 万トンと推定された（図 7）。



(図 5: マアジの資源量、親魚量、加入量)



(図 6: マサバの資源量、親魚量、加入量)



(図 7: マイワシの資源量、親魚量、加入量)

③漁獲量の推移

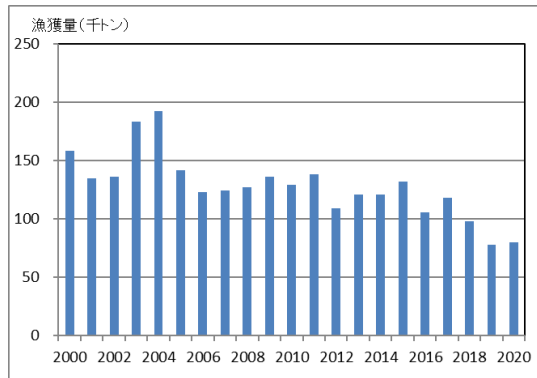
マアジ、マサバ及びマイワシは、主に大中型まき網漁業及び中小型まき網漁業で漁獲されている。

マアジの漁獲量は、1993～1998年に20万トンを超えたが、1999～2002年は13.5万～15.9万トンに減少した。2003年から再び増加し、2004年には19.2万トンまで増加、2006年以降はほぼ横ばいであったが、2018年以降10万トンを下回り2020年は8万トンとなっている（図8）。

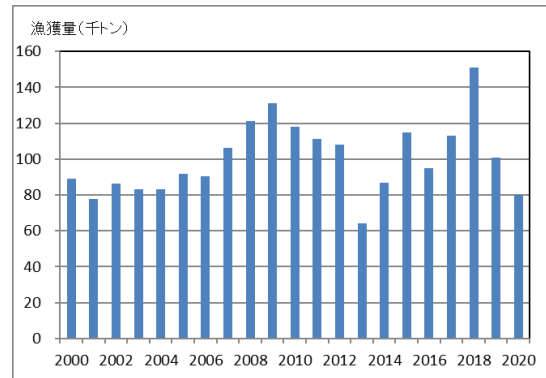
マサバの漁獲量は、1996年には41.1万トンまで増加したが、2000年以降は概ね8～12万トンの低い水準で推移した。2013年は6.4万トンと1973年以降で最も低い値となったが、その後10万トン前後で推移し、2020年は8万トンであった（図9）。

マイワシの漁獲量は、1983～1991年に100万トン以上であったが、その後急速に減少し、2001年には1千トンまで落ち込んだ。2004年以降は増加し、2013年の漁獲量は8.5万トンと2000年以後では最も多かった。2014年には急減し9千トンとなったが、2015年～2018年の漁獲量は5.4万～7.1万トンで推移した。2019年は1.4万トンまで減少したが、2020年は7.3万トンと増加した（図10）。なお、マイワシの2014年及び2019年の漁獲量の急減は、2015年及び2020年の漁獲物に2歳以上の高齢魚が平年通り含まれていたことから、資源量の低下によるものではなく、漁場となる沿岸域への来遊が少なかったためと考えられる。

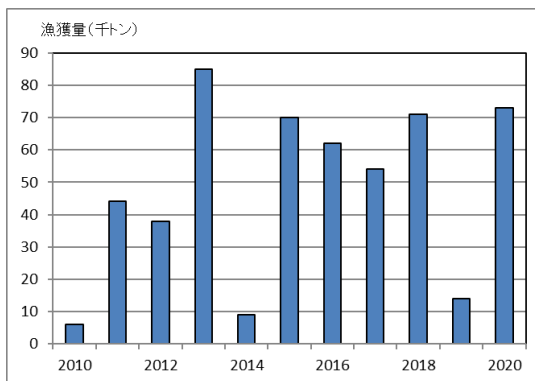
マアジ、マサバ及びマイワシの年齢別漁獲状況について、ともに0歳魚から漁獲されている（図11～13）。



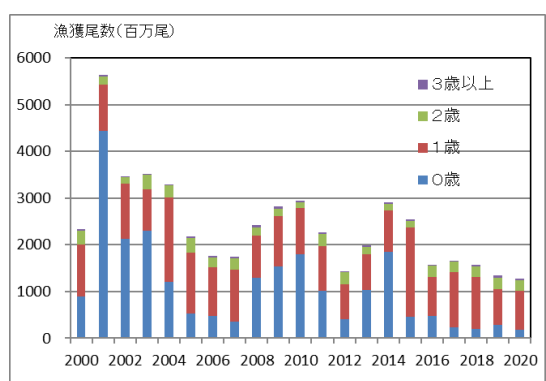
(図 8：マアジ漁獲量)



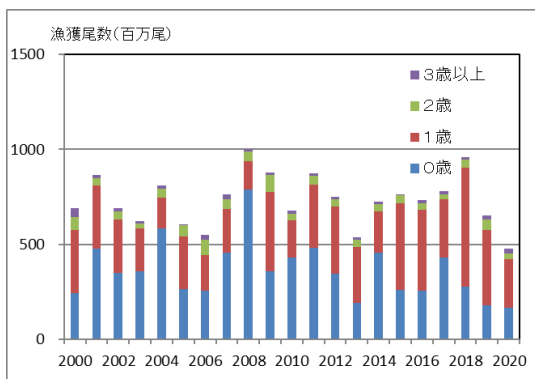
(図 9：マサバ漁獲量)



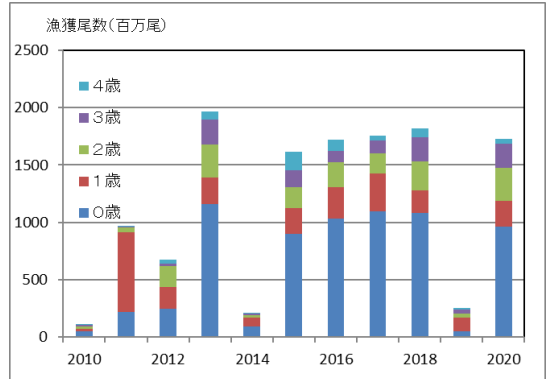
(図 10：マイワシ漁獲量)



(図 11：マアジ年齢別漁獲尾数)



(図 12：マサバ年齢別漁獲尾数)



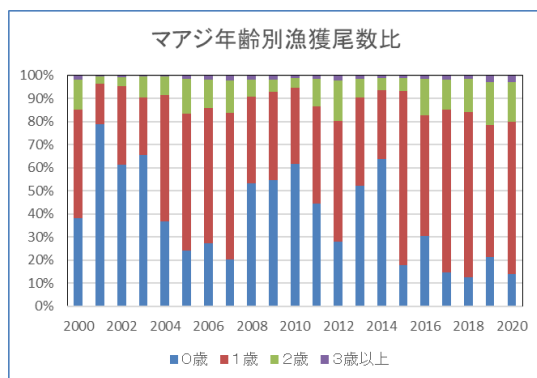
(図 13：マイワシ年齢別漁獲尾数)

(2) 広域資源管理の必要性

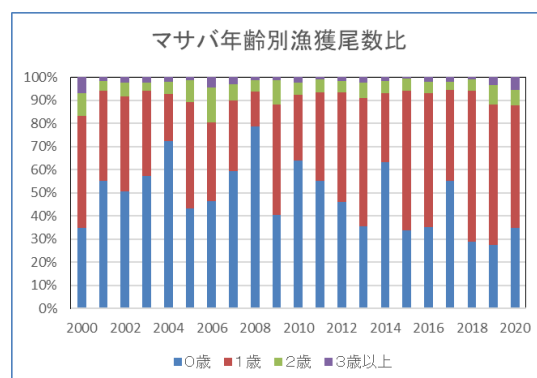
マアジ、マサバ及びマイワシは、日本海西部・九州西海域の広域に分布回遊することから大臣許可である大中型まき網漁業と知事許可である中小型まき網漁業が連携・協力して「広域資源管理」に取り組むことが必要である。

(3) 小型魚の漁獲圧を低減する漁獲努力量削減措置の効果

マアジ対馬暖流系群及びマサバ対馬暖流系群については、漁獲量管理（TAC管理）が行われてきた中で、年齢別の漁獲尾数において0歳魚に対する漁獲割合は全体的に低下傾向にあり、「広域資源管理方針」に基づく漁業者の小型魚保護に対する取組の効果が発現していると考えられる（図 14, 15）。



(図 14：マアジ年齢別漁獲尾数比)



(図 15：マサバ年齢別漁獲尾数比)

3 資源の利用と公的な資源管理

(1) 漁業の概要

マアジ、マサバ及びマイワシの大部分が、西部日本海区、東海黄海区及び九州西部海区の許可をもつ大中型まき網漁業、島根県・長崎県・鹿児島県の中型まき網漁業及び鹿児島県の小型まき網漁業で漁獲されている。また、まき網漁業以外では、定置網、刺し網、棒受け網、釣り等によっても漁獲されている。

(2) 公的な資源管理

漁獲可能量管理

「漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）」に定める特定水産資源として、マアジ、サバ類及びマイワシの漁獲可能量管理が行われている。

なお、サバ類については、令和 2 年 7 月から、マアジ、マイワシについては令和 3 年 1 月から、改正漁業法に基づき最大持続生産量 MSY を実現する親魚量を目標管理基準値とする管理が行われている。

4 広域資源管理方針の目標

マアジ及びマサバについては、近年減少してきたものの、ともに 0 歳魚から漁獲圧がかかっており、親魚量水準や加入量当たりの漁獲量に影響を及ぼすことが考えられる。このことから、今後とも資源を有効に利用するため、小型魚への漁獲圧を低減する取組により、親魚量の維持・回復を図ることを目標とする。

マイワシについては、資源量変動と海洋環境変動との関係が指摘されていることから、引き続き、資源状況のモニタリングを行うとともに、小型魚の漁獲圧が増大しないよう取組を行いつつ、親魚量を維持・回復させることを目標とする。

5 広域資源管理のために講じる措置

(1) 漁獲努力量の削減措置

マアジ、マサバ及びマイワシの小型魚保護のため、これらを漁獲対象の一部としている、大中型まき網漁業及び一部の中小型まき網漁業について、団体毎(表 1、表 2、表 3)に以下の漁獲努力量の削減措置(表 4)に取り組むこととする。

表 1：大中型まき網漁業の団体別隻数（ヶ統）

山陰旋網漁業協同組合	日本遠洋旋網漁業協同組合	鹿児島県旋網漁業協同組合	合計 (重複分除く)
1 5	2 4	9	3 4

表 2：中型まき網漁業の団体別隻数（ヶ統）

山陰旋網漁業協同組合 (島根県まき網漁業協議会)	長崎県旋網漁業協同組合	鹿児島県旋網漁業協同組合
8	6 0	1 0

表 3：小型まき網漁業の団体別隻数（ヶ統）

鹿児島県旋網漁業協同組合
5

表 4：漁獲努力量の削減措置

許可種類	管轄団体	措置内容
大中型まき網漁業 (大臣許可)	下記全団体	小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないよう速やかに漁場移動を行う。
	山陰旋網漁業協同組合	原則、月に 4 日間の休漁。
	日本遠洋旋網漁業協同組合	原則、月に 6 日間の休漁。
	鹿児島県旋網漁業協同組合	・鹿児島県沖合海域における 1 ヶ月の水揚げ日数は 18 日以内とする。 ・原則、月に 5 日間の休漁。
中型まき網漁業 (県知事許可)	山陰旋網漁業協同組合 (島根県まき網漁業協議会)	・小型魚の漁獲量制限を行う。 ・原則、週に 1 日の休漁。
	長崎県旋網漁業協同組合	・小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないよう漁場移動を行う。 ・県南海区、県北海区、五島海区、橘湾は、原則、月に 4 日間の休漁。 ・対馬海区は、小型魚の漁獲が多い時期に一定日数の休漁を行う。
中小型まき網漁業 (県知事許可)	鹿児島県旋網漁業協同組合	・鹿児島県地先海域における 1 ヶ月の水揚げ日数は 18 日以内とする。 ・原則、月に 5 日間の休漁。

(2) 特定漁港漁場整備事業により整備した増殖場（マウンド礁）（表 5）において、それぞれの中心座標（同表中）から半径 1 マイル以内では、マアジ・マサバ・マイワシの採捕を目的

とする操業は行わない。

表5 特定漁港漁場整備事業により整備した増殖場（マウンド礁）

地区名	中心座標
① 五島西方沖地区	世界測地系：北緯 33 度 08 分 03.69 秒、 東経 128 度 30 分 54.26 秒 (日本測地系：北緯 33 度 07 分 51.88 秒、 東経 128 度 31 分 02.03 秒)
② 隠岐海峡地区 (西側)	世界測地系：北緯 35 度 47 分 00.00 秒、 東経 132 度 54 分 00.00 秒 (日本測地系：北緯 35 度 46 分 48.99 秒、 東経 132 度 54 分 09.48 秒)
③ 隠岐海峡地区 (東側)	世界測地系：北緯 35 度 49 分 20.00 秒、 東経 133 度 23 分 00.00 秒 (日本測地系：北緯 35 度 49 分 08.963 秒 東経 133 度 23 分 09.644 秒)

6 広域資源管理のために講じる措置に対する支援策の活用

上記漁獲努力量の削減措置の実施により、漁業経営に与える影響を緩和するための支援措置である資源管理・漁業所得補償対策の活用をすることができる。

7 広域資源管理の実施に伴う進行管理

(1) 日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理検討会議（以下、「広域資源管理検討会議」という。）の設立

① 広域資源管理検討会議は、日本海西部・九州西海域に広域的に分布回遊するマアジ、マサバ及びマイワシの資源管理を関係団体等が連携・協力して実施するため、資源水準、漁業経営等を踏まえた「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理方針（以下、「広域資源管理方針」という。）」の検討、作成及び見直し等を行う。

② 構成員は以下のとおりとする。

大臣許可漁業団体：山陰旋網漁業協同組合、日本遠洋旋網漁業協同組合、
鹿児島県旋網漁業協同組合、（全国まき網漁業協会）

知事許可漁業団体：山陰旋網漁業協同組合（島根県まき網漁業協議会）、
長崎県旋網漁業協同組合、鹿児島県旋網漁業協同組合

県行政・研究：島根県、長崎県、鹿児島県

研究機関：水研機構水産資源研究センター

国：九州漁業調整事務所、境港漁業調整事務所

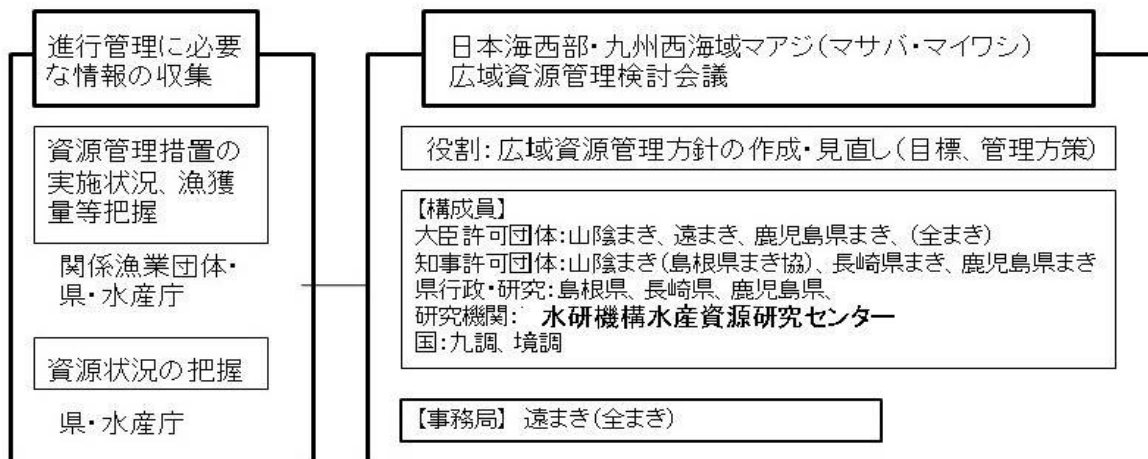
③ 事務局は、日本遠洋旋網漁業協同組合（全国まき網漁業協会）とする。

- ④ 構成員以外の県等の会議出席については、構成員で協議する。

(2) 進行管理に必要な情報収集

- ① 広域資源管理検討会議の構成員は、資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行う。
- ② 水産庁は資源状況の把握を行う。

(3) 進行管理に関する組織体制



8 広域資源管理方針の取扱い

- (1) 広域資源管理方針は、広域資源管理検討会議の構成員により作成され、広域資源管理検討会議の構成員が広域漁業調整委員会に報告する。
- (2) 広域資源管理方針は令和4年4月1日から実施し、毎年更新する。
- (3) 国及び県の資源管理指針には、広域資源管理方針の理念を考慮する。

9 その他

広域資源管理方針の目標達成のため、漁業者、市場関係者、流通・加工業者等との協力関係の構築に努めることとする。